

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 県は、県内に施設及び店舗を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少し、経営状況が厳しい事業者（以下「事業者」という。）の事業の継続及び雇用の維持を図るため、予算の範囲内で給付金を給付する。

(給付金の給付の要件等)

第3条 給付金の給付の要件等は、知事が別に定める新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金給付等要領（以下「給付等要領」という。）で定めるものとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、給付等要領に定める対象期間に事業者が負担した社会保険料納付額に応じた額とし、算定方法は、給付等要領で定めるものとする。

(給付金の給付の申請)

第5条 給付金の給付の申請をしようとする事業者は、給付等要領で定める申請書その他の関係書類を知事に提出しなければならない。

(給付金の給付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定により給付金の給付の申請があったときは、当該給付の申請の内容を調査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定をするものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定により給付金の給付を決定したときは、事業者に対して給付金を給付するものとし、その内容を書面により通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付の申請の内容を調査した結果、給付金を給付しないことが妥当であると認めたときは、不給付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第7条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求が

あったときには、これを提示しなければならない。

- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付金の給付の決定の取消し)

第8条 知事は、第6条第2項の規定により給付金の給付を決定した場合において、立入検査等の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表に掲げるいずれかに該当したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、給付等要領で定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (3) 給付等要領で定める申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
- (4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定に基づく給付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における

年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 11 条 給付金の給付又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 11 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。